

2024年4月1日

株式会社 KADOKAWA と株式会社毎日が発見との
吸収分割に関する事後開示書類

東京都千代田区富士見二丁目 13 番 3 号
株式会社 KADOKAWA
代表執行役 夏野 剛

東京都千代田区五番町 3 番地 1
株式会社毎日が発見
代表取締役 三宅 明

株式会社 KADOKAWA（以下、「吸収分割会社」という。）及び株式会社毎日が発見（以下、「吸収分割承継会社」という。）は、吸収分割会社と吸収分割承継会社間の 2024 年 1 月 9 日付吸収分割契約に基づき、吸収分割会社が行う事業のうち、レタスクラブに係る事業に関して吸収分割会社が有する権利義務を、吸収分割会社から吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割」という。）を実施しました。

本件吸収分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに会社法第 801 条 3 項 2 号により開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）
2024 年 4 月 1 日
2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに同法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）
 - (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

吸収分割会社は、会社法第 784 条第 2 項に基づき、株主総会の決議を経ずに本件吸収分割を実施しており、同法第 784 条の 2 ただし書により吸収分割会社の株主には本件吸収分割をやめることを請求する権利が認められておりません。したがって、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

吸収分割会社は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の決議を経ずに本件吸収分割を実施しており、同法第 785 条第 1 項第 2 号により吸収分割会社の株主には株式買取請求権が認められておりません。したがって、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

吸収分割会社は会社法第 787 条第 1 項第 2 号に該当する新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
 - (4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

本件吸収分割において、吸収分割会社から吸収分割承継会社への債務の承継は全て重疊的債務引受の方法によるため、会社法第 789 条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議を述べることのできる債権者はありません。したがって、該当事項はありません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

吸収分割会社は吸収分割承継会社の完全親会社であり、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る請求をしませんでした

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）

吸収分割承継会社は、会社法第 796 条第 1 項本文の規定に基づき、株主総会の決議を経ずに本件吸収分割を実施しております。吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全親会社であるため、同法第 797 条第 2 項第 2 号により、株式買取請求権が認められておりません。したがって、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

吸収分割承継会社は会社法第 799 条第 2 項の規定に従い 2024 年 1 月 9 日付で官報公告を行い、かつ、同法同条第 3 項の規定に従い同日付で電子公告の方法により公告を行いました。したがって、同法同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2024 年 4 月 1 日をもって、吸収分割会社より、吸収分割会社が行う事業のうち、レタスクラブに係る事業に関して吸収分割会社が有する権利義務を承継しました。本件吸収分割により承継した資産の額は 25 百万円、負債の額は 25 百万円（いずれも概算の推定値）です。

5. 本件吸収分割に係る変更登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2024 年 4 月 15 日付で本件吸収分割に係る変更登記申請を行う予定です。

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上